

消費者物価指数の作成方法

第1 比較時価格の作成

1 比較時価格の算出

(1) 基本算式

比較時価格は、月、品目、市町村別に個別価格を単純平均して算出する。

$$\bar{P}_{mij} = \frac{1}{n} \sum_{k=1}^n P_{mijk}$$

(m : 月 i : 品目 j : 市町村 k : 店舗)

ただし、日々の価格変動が大きい生鮮食品及び切り花については、毎月、上・中・下旬の3回調査を行うこととしており、これらの品目(「平成17年基準消費者物価指数品目情報一覧」を参照)については、旬ごとに個別価格を単純平均して旬別平均価格を求め、さらにこの旬別平均価格を単純平均して、当月分の比較時価格を算出する⁷。

$$\bar{P}_{msij} = \frac{1}{n} \sum_{k=1}^n P_{msijk}$$

$$\bar{P}_{mij} = \frac{1}{3} \sum_{s=1}^3 \bar{P}_{msij}$$

(m : 月 s : 旬 i : 品目 j : 市町村 k : 店舗)

(2) 基本算式によらない比較時価格の算出

ア 民営家賃

民営家賃は、抽出された家賃調査地区を3群に分け、毎月3分の1ずつ(1群ずつ)その地区内のすべての借家世帯について調査しており、比較時価格は次の方法により算出する。

すべての民営家賃を住宅の属性により、次の4区分に分類する。

民営家賃(木造小住宅)	木造	30㎡未満
民営家賃(木造中住宅)		30㎡以上
民営家賃(非木造小住宅)	非木造	30㎡未満
民営家賃(非木造中住宅)		30㎡以上

⁷ 旬別平均価格が「欠」となった場合は、「欠」となった旬を除いて当月の比較時価格を算出するが、中旬の平均価格が「欠」となった場合は、上旬又は下旬の平均価格があっても、当月の比較時価格は「欠」とする。

上記の区分ごとに、次式により、3.3㎡当たりの家賃額を算出し、当月の比較時価格とする。

$$3.3\text{㎡当たりの家賃} = \frac{\begin{matrix} \text{当月調査群の} & \text{前月調査群の} & \text{前々月調査群} \\ \text{総家賃} & + \text{総家賃} & + \text{の総家賃} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{当月調査群の} & \text{前月調査群の} & \text{前々月調査群} \\ \text{延面積} & + \text{延面積} & + \text{の延面積} \end{matrix}} \times 3.3$$

イ 公営・都市再生機構・公社家賃

公営・都市再生機構・公社家賃は、次の2区分に分類する。

公営家賃	都道府県営住宅
	市町村営住宅
都市再生機構・公社家賃	都市再生機構住宅
	都道府県住宅供給公社住宅
	市住宅供給公社住宅

上記の区分ごとに、総家賃額を延面積で除して、3.3㎡当たりの家賃を算出し、比較時価格とする。

ウ 持家の帰属家賃

持家の帰属家賃は、家賃区分別に各市町村の民営家賃の価格を代入する。

エ 宿泊料

宿泊料については、次により比較時価格を算出する。

宿泊の種類(「1泊2食付き」と「1泊朝食付き」)ごとに、各旅館の宿泊料を各市町村の平日・休前日別に単純平均する。

を市町村別ウエイトで加重平均し、宿泊の種類ごとに全国の平日及び休前日の平均価格を算出する。

を宿泊の種類ごとに平日及び休前日の日数の比(7:3)で加重平均する。

を宿泊の種類別宿泊者数の比(85:15)で加重平均し、比較時価格とする。

オ パソコン及びカメラ

パソコン及びカメラについては、POS情報から得られる全機種の特性と販売価格及び販売数量を用いて、ヘドニック法により価格指数を算出する。

パソコン及びカメラの価格指数の作成方法については、「付1 ヘドニック法によるパソコン等の価格指数の作成」参照。

カ 料金関係品目等

都市ガス代やタクシー代などの料金関係品目等については、価格変化の実態を的確に指数に反映させるため、小売物価統計調査による価格のほか業務統計などの資料を用いて、所定のモデル式により価格指数を作成する。

モデル式については「付2 モデル式による比較時価格及び価格指数の作成」参照。

キ 生鮮食品を除く季節品目の非調査月における保合処理

一部の品目では1年のある時期に出回りが全くないか、あるいは出回りが非常に限られるために、現実には調査ができない月がある。小売物価統計調査では、このような月を除く出回りのある月を調査月にして価格を調査している。

これらの品目の非調査月において、これを除外して上位類の指数を計算すると、その品目のウエイトは類内の他の品目に比例的に配分されることになるため、結果的に各月のウエイトの年平均が本来の年平均ウエイトと異なるという問題が生じる⁸。

このため、被服及び冷暖房用器具などの季節品目については、前調査期間の平均価格を非調査月に当てはめて、次の調査開始の前月まで保合することとする。

2 比較時価格の代入

小売物価統計調査では、消費者の購入実態や店舗の販売状況等を勘案して、品目により価格を調査していない市町村があるため、指数計算上はこれらの市町村については、近隣の調査市の価格を月ごとに代入する⁹。

(1) 小売物価統計調査における価格の調査区分

調査区分	都道府県庁 所在市	人口5万 以上の市	人口5万 未満の市	町 村
全市町村調査品目				
市調査品目				×
人口5万以上の市調査品目			×	×
都道府県庁所在市調査品目		×	×	×

は価格調査あり、×は価格調査なしを示す。また、価格代入は、×のほか全国一律（航空運賃など）、県内一律（新聞代など）の品目についても行う。

(2) 比較時価格の代入方法と種類

比較時価格の代入方法及び各品目の代入区分については「平成17年基準消費者物価指数品目情報一覧」参照。

⁸ 生鮮食品については月別ウエイトを採用しているが、生鮮食品以外の品目については、利用可能なデータの制約や、実務上の煩雑さ等を考慮すると、適当ではない。

⁹ 当該市町村で価格を調査するか否かは、品目ごとに市町村の人口規模により定められているが、地域によっては近隣市に代表的店舗が集まり、消費者が近隣市へ流出する購買行動が著しいなどの理由により、当該品目の出回りが当該市町村ではない場合がある。このような場合は、必要に応じて近隣の調査市の価格を代入することとする。